

平成31年2月8日

於・1002会議室（10階）

第1061回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局）	
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（デジタルMCAシステム の高度化） （諮問第1号） .....	1
(2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（920MHz帯小電力無線システム の高度化） （諮問第2号） .....	11
(3) 周波数割当計画の一部を変更する告示案（デジタルMCAシステム の高度化等） （諮問第3号） .....	17
3. 報告事項（総合通信基盤局）	
(1) 第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画 に係る認定申請の受付開始 .....	21
4. 諮問事項（情報流通行政局）	
(1) 山陽放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定 （諮問第4号） .....	27
(2) 日本放送協会平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画に付 する総務大臣の意見 （諮問第6号） .....	32
(3) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可 （諮問第5号） .....	44

5. 付議・議決事項（情報流通行政局）

（1）株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処  
分に係る審査請求の付議

（付議第1号）…………… 4 8

（2）株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処  
分に係る審査請求の審理を主宰する審理官等の指名

（付議第1号関係）…………… 4 8

6. 閉 会 …………… 5 5

## 開 会

○吉田会長 それでは、電波監理審議会を開会いたします。総合通信基盤局の職員に入室するようご連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

### 諮問事項 (総合通信基盤局)

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (デジタルMCAシステムの高度化)

(諮問第1号)

○吉田会長 それでは、審議を開始いたします。諮問第1号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案(デジタルMCAシステムの高度化)」につきまして、荻原移動通信課長からご説明をお願いいたします。

○荻原移動通信課長 それでは、諮問第1号説明資料で説明させていただきます。移動通信課長をしております荻原と申します。

本件は、デジタルMCAシステムの高度化を図るため、電波法施行規則等の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきましては、次のページ以降の概要資料で説明させていただきます。

2ページをご覧ください。今回の諮問の背景についてですけれども、まず、MCAシステムですが、昭和57年にアナログ方式のサービスが始まりまして、平成6年にデジタル方式が導入されて、現在に至っているというものでござい

ます。

このデジタルMCAシステムは、全国に配備された設備をさまざまなユーザーの方が、共同利用していただくことによりまして、個々のユーザーが個別に設備を設置しなくても、全国の主要エリアで使用可能な業務用無線となっております。

携帯電話のシステムとは異なりまして、下の絵をご覧くださいいただければと思いますけれども、1つの中継局で10キロから30キロといった比較的大きな通信エリアを構築するといった特徴ですとか、一斉通話とか、あるいは特定のグループ間での通話というのが可能であるといった機能を有しているというものでございます。

また、災害等で中継局間のネットワーク回線が寸断されても、中継局は単独で運用が可能ということになっておりまして、当該中継局のエリア内においては、中継局を介した端末間の通信が可能となるという機能を有しております。

ただ一方で、現行のデジタルMCAシステムは、いまだに第二世代携帯電話の方式、PDC方式が用いられておりまして、現状におきましては、機器調達を含めてシステムの保守、維持管理が難しい状況になっております。

また、画像伝送とか高度なデータ通信の利用ニーズが高まってきているにもかかわらず、音声通信を中心とした利用にとどまってしまっているといった状況にあります。

こういった状況を踏まえて、このMCAシステムの特徴、機能を維持しつつ、携帯電話の国際標準規格として広く利用されているLTE方式の導入に向けまして、技術的条件の検討を情報通信審議会をお願いし、昨年5月に答申をいただいたというものでございます。今回の改正は、この答申を踏まえて制度整備を行うというものになっております。

3ページ目をご覧ください。デジタルMCAシステムの利用状況を簡単にま

とめております。

デジタルMCAシステムですけれども、中継局の鉄塔と局舎が強固な耐震性を確保しており、また中継局の二重化や非常用発電機の設置を行っており、災害時でも安定した通信が提供されるという特徴がございます。

下の円グラフあるいは棒グラフで示しておりますけれども、従来は陸上運輸業ですとか製造販売業等で幅広く使われていたということなんですけれども、昨今はそういった利用に加えまして、災害に強いということで防災とか災害時の復旧支援の利用ということで、国とか地方自治体での導入が増加しているという状況にあります。

実際に、総務省でも、災害のときの通信手段として、このデジタルMCAシステムの端末を備蓄しておりまして、東日本大震災ですとか平成30年7月豪雨ですとか、最近、災害が多うございますけれども、その際に被災した自治体等に貸し出しを行っているところでございます。

4ページ目をご覧ください。LTE方式を用いた高度MCAシステムの周波数の割当てについて説明させていただきます。

先ほどの情報通信審議会の答申の中におきましては、MCAシステムの特徴を維持したまま、現在のシステムが使用している900MHz帯を割り当てることが適当であるという答申をいただいております。それを前提に検討を行いました。

その結果、高度MCAシステムにおきましては、LTE方式を採用するということですので、携帯電話の通信方式を国際的に定めている3GPPが指定している周波数帯を割り当てるということで考えております。

これによりまして、世界中で普及しているLTEの機器が利用可能となるということで、機器調達が容易になるということと、長期的にシステムの運用維持が期待できるということが実現されます。

これによりまして、3GPPのバンドプランとの整合性があるかつ割り当て可能性がある周波数として残ったのが、上りについて895から900MHzの5MHz幅、それから下りについては940から945の5MHz幅とこのを選定したという状況でございます。

5ページ目をご覧ください。主な技術的条件を示しております。LTE方式を採用しますので、基本的な技術的条件については、現在、携帯電話で使用されているLTE方式と同じものとしております。

ただ、高度MCAシステムに特化した部分につきましては、後ほど資料がございますけれども、携帯電話と近接した周波数を使用しますので、それとの共用ということで、高度MCAシステムの移動局の不要発射の強度を、5MHz離れた携帯電話の周波数帯でマイナス50dBmとするとか、あるいは高度MCAシステム移動局につきまして、多様なアンテナ利用によって利便性を向上させるという観点で、等価等方輻射電力が26dBmを超えない範囲で、高利得のアンテナの使用を認めるということが適当とされております。

次に、6ページ目をご覧ください。新たに導入する高度MCAシステムと既存のシステムとの共用条件についての説明でございます。

まず、現在の900MHz帯の周波数配置を示しておりますけれども、デジタルMCAのほかに携帯電話とかRFIDで利用されております。情報通信審議会ではこれらとの与干渉、被干渉についての評価が行われております。

その結果、まず、下の図に矢印で干渉対策①と右下に書いてございますけれども、現行のMCAシステムの移動局の電波が、高度MCAシステムの移動局の受信に与える干渉というのがございます。これについては、高度MCAシステムのサービスが開始されますと、現行のMCAシステムとサービスエリアが重複するということが想定されます。その場合、2つのシステムの移動局が近接して使用されるケースが出てくるということで、一定の周波数離隔がないと

共用ができないということになります。

これをもちまして、高度MCAシステムの中継局が使用する周波数ですけれども、現行のデジタルMCAシステムの移動局が使用する周波数との間にガードバンドを5MHz設けることが適当ということでございます。

このため、高度MCAシステムを導入するエリアについては、現行のデジタルMCAシステムが使用する周波数を10MHzから5MHz幅に縮減するといった措置が必要になります。

2つ目、干渉対策②という矢印でございますけれども、高度MCAシステムの移動局の電波が携帯電話の移動局の受信に与える干渉というのがございます。これにつきましては、携帯電話のサービスエリアと高度MCAのサービスエリアが重複することが想定されます。その場合の2つのシステムの移動局がやはり近接して使用される可能性がありますので、干渉検討が必要ということでございます。

高度MCAシステムの移動局が使用する周波数帯と携帯電話の基地局が使用する周波数帯の間に、やはり5MHz幅のガードバンドを確保するとともに、高度MCAシステム移動局から発射される電波の不要発射の強度が、先ほどの技術的条件にもありましたが、5MHz離れた携帯電話の基地局が使用する周波数帯でマイナス50dBm以下とすることが適当とされております。

加えて、高度MCAシステムの移動局の局数が今後増加していくことを想定しますと、携帯電話の移動局の受信に与える干渉量が増加していくということで、高度MCAシステムの移動局のトラフィック量に応じて、高度MCAシステムの中継局の追加開設を行うといった措置を求めることが適当だということでございます。

それから、3つ目の干渉対策③と書いてあるところでございますけれども、これは携帯電話の基地局から高度MCAシステムの中継局の受信への干渉です。



この場合につきましては、高度MCAシステム中継局の具体的な置局計画の作成の際、実際の環境で評価をして、高度MCAシステムの中継局の送信アンテナの指向方向の調整ですとか、あるいは置局場所を見直したり、いずれかの干渉軽減措置を講じていくということと、加えて、必要に応じて携帯電話の基地局にフィルタを挿入するとか、そういった措置について具体的に免許人間で調整していただくことが適当だということでございます。

7ページ目をご覧ください。省令改正の内容でございます。あわせて、関連する告示、訓令の改正等も実施したいと考えております。

まず、1番上に書いてございますように、制度整備の基本的な考え方といたしましては、本件は現行のデジタルMCAシステムの高度化を図るというものでございますので、枠組みとしては、デジタルMCAシステムの制度の枠組みに、LTE方式の技術基準等の必要な規定の追加する形で行いたいと思っております。

具体的には、電波法施行規則ですけれども、複数の高度MCAシステムの陸上移動局を包括して免許申請することを可能にするため、第15条の2及び第15条の3に、高度MCAシステムの陸上移動局を追加するものでございます。

そのほか、第20条の2に、高度MCA陸上移動通信を行う無線局を使用する業務を追加いたします。

また、無線設備規則でございますけれども、第3条の定義の規定に、LTE方式を用いた高度MCAシステムが行う通信を高度MCA陸上移動通信として定義を追加します。

それから、高度MCAシステムの技術的条件について規定を追加するというものでございます。

さらに、その他、高度MCAシステムの陸上移動局について、電波防護指針への適合ということで、第14条の2に対象設備として追加するというのを

したいと思っております。

それから、技術基準適合証明に関する規則でございますけれども、高度MCAの陸上移動中継局と陸上移動局を技適の対象とするということで項目を追加いたします。

これらのほかに、既にサービスが終了しておりますアナログMCAシステムの規定が残っておりまして、あわせてこの規定の削除を行っております。

次に、8ページは参照条文ですので省略させていただいて、9ページ目をご覧くださいいただければと思います。

今回の制度整備に先立ちまして、昨年12月18日から本年1月21日までの間、意見募集を行いました。その結果についてですが、意見募集においては、法人4件、個人3件、計7件のご意見の提出がございました。

法人からのご意見は4件とも、基本的に本件改正に係る賛成意見ということでございます。そのうちの2件については、新たなサービスへの将来的な周波数割当てのご要望もいただいているというところでございます。

高度MCAシステムの導入に伴いまして、将来的には現行のデジタルMCAシステムから高度MCAシステムに移行するという事なんですけれども、先ほどご覧いただきましたように、周波数の縮減ですとか、また現行のデジタルMCAシステムの帯域が空きますので、当該移行によって生じる周波数については、将来的にIoTなどの新しいサービスに活用していくということで、それは、新たな無線システムの技術的条件ということで、別途検討を行う予定としております。

一方、別の法人の方からは、高度MCAシステムへの移行について、十分な期間を設ける必要があるといったご意見をいただいております。先ほど冒頭でご説明申し上げましたけれども、現在、現行のデジタルMCAシステムは、災害等の非常時の通信手段として利用が進展してきている、そういった目的の利

用が増えてきているという状況でございます。そういった状況を踏まえまして、高度MCAシステムへの移行については、デジタルMCAシステムの利用状況ですとか、新たなニーズを踏まえて慎重に検討を行っていきたいということでございます。

それから、この方からは、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則について誤記のご指摘をいただいております。これについては、省令案を修正いたしております。

それから、個人からいただいた意見ですけれども、2件については、本件改正内容に直接言及するものではございませんでした。残りの1件につきましては、P S - L T E、災害時等における公共安全機関の相互通信の確保のための通信システムとして、既に海外で導入されておりますP S - L T Eについてご意見をいただいております。

こちらにつきましては、昨年8月に電波有効利用成長戦略懇談会の報告書をいただきましたが、それを踏まえて、今後、導入に向けて国の関係機関などのニーズをまずは把握いたしまして、基本的なコンセプト、機能、性能といったことから検討を行うこととしております。

以上、諮問第1号について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田会長 ご説明、どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。どうぞ。

○石黒代理 従来のMCAシステムは残すのですよね。高度化する部分は、新しく電波を割り当てて、従来のMCAシステムは、十分に減らした上で残されると。

○荻原移動通信課長 当面は残すことになると思います。ただ、いずれは、高

度MCAシステムに移行していただくこととなります。

○石黒代理 では、機器の設備投資とかも、もう古いネットワークだとメンテも大変なので今回高度化されると聞きましたが、ただ、移行期間が必要なので、しばらくは併存して、もうちょっとたったら全面的に高度化に切りかえるということなのですね。

○荻原移動通信課長 新しく加入された方々もいらっしゃったりしますし、あと、ご指摘のとおり、一方で、機器自体は部品調達とかできない状況になっていまして、維持、運用というのが時間的にそろそろ限界がくるだろうということ、そういったことを踏まえまして、移行期間はいつまでということは明記してないんですけれども、いずれは、そういった状況も踏まえながら、新しい高度MCAシステムに移行していただくという形になります。

○石黒代理 将来的には、今使っているところが空くのではなくて、ここも高度MCAで使うのでしょうか。

○荻原移動通信課長 デジタルMCAシステムで現在使っているところは空くこととなります。そこをどう使っていくかというのは、IoTに適した周波数帯というご要望もいただいていますので、どのような無線システムを導入するのが適当か、別途検討を行ってまいりたいと思います。

○石黒代理 わかりました。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

私からも1点お尋ねさせていただきたいと思います。これまでデジタルMCAにつきましては、第二世代の携帯電話PDCの技術が使われていたということで、今回LTEの技術を用いて高度化されるとのこと、非常に結構なことではないかと思います。

つきましては、3ページでご説明いただいたところについてちょっと教えていただきたいのですけれども、最近の用途として防災とか復旧支援といった用

途が随分増えてきたということをお伺いしたのですけれども、そういたしますと、先ほどパブリックセーフティのLTEが出ましたけれども、それ以外にも防災行政用無線というのでしょうか、各市町村が防災等に特化した無線システムをお持ちだったかなと思うのですけれども、そのあたりとの切り分けというか考え方というのはどうなっているのでしょうか。

もう1点、ちょっと気になりましたのは、3ページの左上に、人口の87%をカバーと書かれております。そうしますと、デジタルMCAでカバーされていない地域もかなりあるわけですから、もし防災あるいは災害復旧に結構使われるのであれば、このあたりも100%にしたほうがいいのではないかと、そのあたりが気になったものですからお尋ねさせていただきます。

○荻原移動通信課長 MCAシステムの特徴ですけれども、先ほど申し上げましたように、一斉通話とかグループ通話ができるといった特徴がございます。自治体が使われている災害対策用の無線機器、さまざまなものがあるかと思うんですけれども、このMCAシステムが活用できるような用途において、3ページの右下でグラフで描いてございますように、利用が進んできているということかと認識しております。

○吉田会長 基本的に併用されていると。防災行政無線は、やはり災害対応として備えてあるけれども、それに加えて便利に使えるからということで、このMCAも併用して使っておられるという状況と理解してよろしいでしょうか。

○荻原移動通信課長 そういう状況だと認識しています。

それからあと、もう一つのご質問の人口カバー率87%というところにつきましては、現在は携帯電話のネットワークと連携して、エリア外に出たときは携帯事業者のネットワークで接続できるようなサービスが提供されています。グループ内通信など自家用として使えるということです。携帯電話とはそういった補完関係にあるんですけれども、将来的にどのように評価が変わっていく

かわからないんですけども、こういったMCAシステムが今回高度化することによってより効果があるということであれば、こういったカバー率も少しずつ広めていくという考え方も出てくるのかと認識しております。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見もないようですので、諮問第1号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

(2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案(920MHz帯小電力無線システムの高度化)

(諮問第2号)

○吉田会長 それでは次に、諮問第2号になりますが、「電波法施行規則等の一部を改正する省令案(920MHz帯小電力無線システムの高度化)」につきまして、荻原移動通信課長からご説明をお願いいたします。

○荻原移動通信課長 それでは、諮問第2号説明資料に基づいて説明させていただきます。

本件は、920MHz帯を使用しております小電力無線システムの高度化を図るということを目的に、電波法施行規則等の一部を改正するものでございます。

概要につきましては、次のページで説明させていただきます。

初めに、920MHz帯を使用する小電力無線システムでございますけれども、ここに吹き出しが5つございます。種類が幾つかございまして、まず、自発的に電波を発射しないで、リーダー、ライターからの電波のエネルギーを利用してデータの送受を行うパッシブ系電子タグシステムというのがございます。左側にパッシブ系と書いてありまして、上の2つがパッシブ系のシステムになります。

それから、もう一つでございますけれども、電池等を内蔵しまして、自発的に電波を発射するアクティブ系の小電力無線システムがございます。この絵では下側に描いてございます。主にパッシブ系は物流管理に使用されまして、アクティブ系はスマートメーター等に使用されるという状況になっております。

今回の制度改正の対象は、左の上の赤枠で囲んであります構内無線局が対象になります。近年、構内無線局につきましては、構内での利用ということで構内無線局になっておりますけれども、構外で利用したいという要望が高まっております。そういったこともございましたので、情報通信審議会におきましてご審議いただいて、昨年5月に構外利用に関する技術的条件について一部答申を受けたところでございます。本件も、情報通信審議会の答申を踏まえた改正となっているところでございます。

3ページ目をご覧くださいと思います。制度改正の概要でございますけれども、今申し上げました情報通信審議会の答申を踏まえまして、構内無線局として制度化されています高出力型のパッシブ系電子タグシステムを構外でも使用を可能とするということで、現在の構内無線局と同じ技術基準で陸上移動局の局種の新設を行うというものになっております。

下の図をご覧くださいますと、高出力型のパッシブ系電子タグシステムが構内だけでなく、構外で使用可能となった場合をポンチ絵に描いております。現行だと工場の構内で物流管理で使用されていますが、構外の利用が可能になり

ますと、例えば複数の工場をまたがった物流管理や、マラソンやスポーツのタイム計測、車両で移動しながらインフラ設備の点検を行うといった場面での使用が可能になってくると期待されています。

次のページをご覧ください。4ページ目になりますけれども、技術基準の概要をお示ししております。技術基準そのものは、一部を除きまして、新たに規定する陸上移動局と従来の構内無線局、同じになっております。異なりますのが、移動範囲と従事者資格の要否ということになります。

まず、移動範囲につきましては、構内無線局は、当然のことながら陸上の一の構内に限定された利用範囲となっておりますが、陸上移動局は、陸上において無線局の開設の目的に応じて必要な区域ということになります。

それから、一番左下のところがございますけれども、無線従事者資格の要否ということで、陸上移動局の免許局につきましては、第三級陸上特殊無線技術士以上の資格が必要ということとしたいと考えております。

情報通信審議会の答申、それから報告書の中におきまして、主にスマートメーターとの干渉が懸念されたということで検討を行っていただきまして、やはり干渉の懸念はありますが、アンテナを設置する環境ですとか、あるいは使う時間、使用する周波数によって影響がいろいろ変わってくるということなので、920MHz帯の電子タグシステムに関する一定の知識あるいは技能を身につけた技術者が操作することが必要だろうということで、こういった形に書かせていただいているところでございます。

1枚めくっていただいて5ページをご覧ください。省令改正の概要ですけれども、主に3点ございまして、1点目につきましては、施行規則でキャリアセンスの備えつけを要する920MHz帯移動体識別用陸上移動局を登録の対象にするということで、施行規則の16条に追加し、またその規格を第17条に追加しております。



2点目が無線設備規則の改正になりますけれども、無線設備規則第49条の34第2項に、920MHz帯移動体識別用陸上移動局の無線設備の技術基準を追加しております。

3点目でございますけれども、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則ということで、キャリアセンスの備えつけを要さない陸上移動局、それからキャリアセンスの備えつけを要する陸上移動局、それぞれの形で追加しているところでございます。

1枚めくっていただきまして6ページ目をご覧ください。これは、施行日前に受けた免許あるいは技術基準適合証明の取り扱いについてまとめたものでございます。

現在、構内無線局をご使用になられている方がそれを新たに陸上移動局として使うということを希望される場合は、技術基準適合証明をまた新たにやり直すことなく、構内無線局の免許を廃止して、陸上移動局の免許を申請するという免許手続だけで対応できるように今回規定をしているところでございます。

1枚めくっていただきまして7ページ目は、参照条文を記載したもので、説明は省略させていただいて、次のページから意見募集の結果ということでまとめております。

昨年11月10日から12月10日までの間、意見募集を行いまして、個人1件、法人2件、計3件提出がございました。個人の意見は、省令案に関するものではなく、テレコムエンジニアリングセンターから2件、それから日本アイ・ビー・エムから5件の提出ということになっております。

まず、テレコムエンジニアリングセンターの1件目の意見につきましては、200kHzのチャンネルを束ねた際の中心周波数が明確となるように配慮してほしいというご意見をいただきまして、これについては明確にするように修正をいたしております。

同じく、2件目につきましては、技適の工事設計書の様式について、別表第2号の第1、第4というのをごさいます、どちらを用いるか明確になるようにしてほしいというご意見をいただきました、これについても、明確になるような修正を行っております。

次に、日本アイ・ビー・エムから5つ意見をいただいております、3つは賛同の意見でございます。残りの2件のうち1件につきましては、構内無線局を陸上移動局としても共通利用したいということです。免許手続上は、陸上移動局として使用した場合は、陸上移動局の免許を取得する必要がございます。また共通利用が可能となるよう、無線局免許手続規則第2条第6項第1号の改定を提案されております。

しかしながら、この規定につきましては、あらかじめ工事設計書に予備の無線設備の装置を記載した場合、無線設備の故障が起きたときに、迅速に予備装置として代替できる手続を規定したものでございまして、趣旨が異なりますので、ここは現行のとおりとさせていただきます。

2件目につきましては、免許の申請の単位に関するご意見でございます。無線局の免許の申請は、原則、移動する無線局は、送信装置ごとに申請を行っていただいております。しかしながら、構内無線局については、用途あるいは周波数が同じで、機能上、一体となって1つの通信系を構成するものについては、複数の送信装置であっても、単一の無線局として申請することが可能となっております。

例えば図書館の貸し出しシステムのように、設置場所が限定されて、機能上、一体となったシステムは、送信装置が複数でも1局として認めているという趣旨でございます。今回の意見は、陸上移動局も同じように複数装置を1局として申請させるような規定にしてほしいというものでございますが、今回、陸上移動局につきましては、例えばマラソン用の計測装置をとってみても、公道で

いろんなところに柔軟に装置を設置することができるということと、それぞれの装置が独立して運用可能なものになっておりますので、陸上移動局の場合は装置ごとに無線局監理することが適当だろうということで、現行のとおりとさせていただきますということでございます。

以上が諮問第2号についての説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吉田会長 ご説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、私から1点だけお伺いさせていただきます。この改正も、3ページでしたでしょうか、構外で使えるように変更することによって、先ほど言及いただきましたマラソンのタイム計測のみならず、移動車両によるインフラ点検等にも使えるなど、非常に用途が広がりますので、大変好ましい改正じゃないかと拝見しておりました。

1点お伺いしたいと思いましたが、4ページのところのご説明で、免許局の場合、スマートメーターとの干渉が指摘されている関係で、第三級陸上特殊無線技士以上の資格を持った方が必要になるというご説明をいただきました。このスマートメーターとの干渉ですけれども、2ページの周波数の絵で見ますと、920.6MHzあたりで、パッシブ系の今回の改正のところの周波数と、アクティブ系のスマートメーター等の利用周波数が重なっているところがありますけれども、この重なっているあたりでそういう干渉が起こるという理解でよろしいでしょうか。

○荻原移動通信課長 おっしゃるとおりです。

○吉田会長 では、スマートメーター用周波数のかなり広い範囲では干渉は起こらないけど、たまたま重なっている部分を使ったときに干渉が起こると言う

ことでしょうか。

○荻原移動通信課長 そうですね。チャンネルの使い方によって、起きたり起きなかったりするので、やはり知識を持った方の操作が必要ということです。

○吉田会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、諮問第2号につきましても、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(3) 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (デジタルMCAシステムの高度化等)

(諮問第3号)

○吉田会長 それでは次に、諮問第3号「周波数割当計画の一部を変更する告示案 (デジタルMCAシステムの高度化等)」につきまして、布施田電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 説明は、諮問第3号説明資料に基づきましてご説明させていただきます。

本諮問は、先ほど諮問第1号及び第2号でご説明のありましたデジタルMCAシステムの高度化等をしていくために周波数割当計画の変更を行うものでございます。

中ほどに諮問の概要がございますが、大きく2点変更いたします。

1つは、高度MCAシステムを周波数割当計画の中に書き込むこと、導入す

ることです。

もう一つは、平成23年12月に3.9世代移動通信システムの制度を整備いたしました。これは900MHz帯での携帯電話事業の関係でございます。その当時、その周波数帯でまだ運用されていたシステムがございました。これがアナログMCAシステム、デジタルMCAシステム、パーソナル無線用の簡易無線業務、あと電子タグなどの小電力業務用無線でございます。これらの使用期限が到来したことから、これらの業務を削除するなどの変更を行うものが2点目でございます。

具体的な内容につきましては、3ページ目でご紹介させていただきます。

3ページの中ほどに変更の概要というところがございます。下のイメージ図をご覧くださいなのですが、青色で書いてあるところが、携帯電話が入っているところでございます。895から915、また右側に940から960とのところに携帯電話が入っています。その中の895から900の部分、オレンジ色で塗ってあるところがございます。もう一つ、940から945のところもオレンジ色になってございます。こちらに、先ほどご説明のありました高度MCA無線を導入することとして、無線局の目的のところにも一般業務用を追加いたします。

また、携帯電話の部分はそういうことで、高度MCAの部分もなくなりますので、900から915MHzそれと945から960MHz、この部分に限り電気通信業務用といたします。

また、先ほどご紹介いたしましたパーソナル無線もなくなりますので、簡易無線通信業務用という無線局の目的は、現行のものから削除するものでございます。

続きまして、920MHz帯小電力無線システム高度化に関する変更内容でございます。

4 ページ目をご覧ください。今回、まず 8 5 0 から 8 6 0 MHz、9 3 0 から 9 4 0 MHz のところからアナログ MCA を削除いたします。また、8 9 5 から 9 1 5 MHz は、デジタル MCA をはじめ、先ほどご紹介いたしました小電力無線など一般業務用無線が入っているところがございますが、そちらを削除いたします。これらに関する条件を削除するとともに、別表などで周波数を規定していたところも全て削除いたします。

また、続きまして、イのパーソナル無線でございます。使用期限が平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日に到来しているということでございまして、8 9 5 MHz から 9 1 5 MHz のところの無線局の目的及び周波数の使用に関する条件からパーソナル無線に関するところを削除いたします。

続きまして、ウの電子タグでございます。上の段、9 1 5 から 9 3 0 MHz とございますのは、先ほどご紹介のありましたとおり、電子タグの一部を構外で使えるようにするというので、この周波数の使用を規定している別表がございまして、その別表が現在、移動体識別用構内無線局の周波数表となっており、こちらを移動体識別用無線局の周波数表と変えることで、構外での利用ができるようにいたします。

また、9 4 0 から 9 6 0 MHz でございますが、こちらは小電力業務用無線の使用期限が到来したことから、それらの目的と周波数の使用に関する条件を削除するものでございます。

以上の改正につきまして、この審議に先立ちましてパブリックコメントをさせていただきます。

デジタル MCA システムの高度化につきましては、昨年 1 2 月 1 8 日から本年 1 月 2 1 日までパブリックコメントいたしまして、この変更意見に賛成の意見が 2 件ございました。

また、9 2 0 MHz 帯の小電力無線システム高度化につきましては、昨年 1

1月10日から昨年12月10日まで実施いたしましたところ、この周波数割当計画に対するご意見はなかったところでございます。

本件の施行期日につきましては、答申受領後、関連規定、先ほどの諮問第1号、第2号とあわせまして、速やかに変更していくことを予定してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

1点だけ、極めてささいなことをお伺いさせていただきたいと思います。3ページの一番下のイメージ図のところでは携帯電話とかMCAの変更前後の周波数配置が描かれているのですが、一番下の変更後の絵のデジタルMCAの周波数については、先ほど諮問第1号の6ページの図面では、干渉対策上デジタルMCAの周波数の半分をガードバンドにされて帯域幅を半減されるというご説明をいただいたのですが、ここでは10MHzのままになっています。これは何か理由があることなののでしょうか。非常にささいなことなのですが、ちょっと気になったものですから。

○布施田電波政策課長 まず、デジタルMCAのところは、5メガに縮減していくところもございまして、あと例えば一例といたしましては、中ほどの携帯電話のところもございまして、ここの部分、ガードバンドを含めて携帯電話業務と使用することにしてございまして、その業務を達成するために必要な周波数帯域のところの割当てがございまして、そういう意味では、この10MHzでよろしいかと思っております。

○吉田会長 わかりました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかに特にご意見ないようでしたら、諮問第3号は、諮問のとおり

り変更することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

## 報告事項（総合通信基盤局）

(1) 第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付開始

○吉田会長 それでは次に、報告事項「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付開始」につきまして、片桐移動通信企画官からご説明をお願いいたします。

○片桐移動通信企画官 よろしくをお願いいたします。報告説明資料でご説明させていただきます。

第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画、その認定申請の前段となる「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に関する指針」（以下「開設指針」という。）につきましては、昨年12月14日に当審議会の場におきまして、答申を受けた次第でございます。

その後、本年1月24日に開設指針の告示が行われ、同日から申請予定者からの開設計画の認定申請の受け付けを開始した次第でございます。

受付期間は1か月間であり、本年1月24日から2月25日までの間、認定申請を受け付けるということにしております。2月25日の締切り後には、申請審査を行い、絶対審査、競願時比較審査を行います。その上で、開設計画の認定について本年4月10日に予定しております当審議会へ諮問予定というこ



とが、今般、新しく日程として加わったということでございます。その際には、またご審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、報告資料 3 ページから 5 ページにつきましては、昨年 12 月 14 日にご審議いただきました開設指針の概要を添付してございます。以前ご説明した内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

6 ページ、7 ページは、本年 1 月 24 日付で開設計画の認定申請の受付を開始した旨の報道資料でございますが、「4 申請要領等」に、「第 5 世代移动通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定申請マニュアル」について案内がございます。昨年 12 月 14 日の諮問の際に、本申請マニュアルを策定予定とご説明させていただいたと思いますが、本年 1 月 16 日（水）に電波利用ホームページ上に公表いたしました。

今後、認定の審査に向けまして作業を行っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ご説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。林委員、お願いします。

○林委員 1 点確認でございますけれども、今回の割当ての実施に当たりまして、電波監理審議会として事業者ヒアリング、昨年度の割当てのときも行いましたけれども、これを実施する予定があるかについて確認したいと思います。もし未定ということございましたら、本割当てはご案内のとおり、世間の関心も非常に高いところでございますので、ぜひその実施をお願いしたいというところでございます。

と申しますのは、電波法 99 条の 12 の第 2 項によりますと、電監審は「諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことが

できる」と、こうございますけれども、本件は電波法の99条の11の第1項の4号の規定によって、諮問を受けることが予定されている、こういう案件でございますが、直接には、99条の12の第2項に該当しないわけでございますけれども、電波監理審議会の会議の議事に関する手続は総務省令で定めると電波法99条の10の3項もございますし、同項を受けて、手続の細目は会長が電波監理審議会に諮って定めると、電波監理審議会の議事規則9条の規定もございますので、これらの規定に基づきまして、先ほど申し上げましたヒアリングの実施を本審議会へお諮りいただきたいということを会長にお願いするというものでございます。

その際に、今回の5Gの割当てとは直接関係ないかもしれないのですが、昨年4月に認定をいたしました4G、これについて新規参入しました楽天モバイルネットワーク、この会社の計画に条件がついたということに鑑みまして、同計画が順調に推移しているかどうかということもあわせて伺いたいところでございますので、あわせてご検討のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。ただいま林委員から、1点目は、割当ての実施に当たって事業者ヒアリングを実施してはどうかと。前回も非常に有益であったので、何らかの手続き上の工夫をすればできるのではないかとのご提案をいただきました。2点目は、それに関連して、昨年4Gの電波を割り当てました楽天モバイルネットワークの計画について進捗状況はどうだろうかというお尋ねだったかと思えます。まず最初の事業者ヒアリングにつきまして、ほかの委員の先生方のご意見はいかがでしょう。

○石黒代理 実施したほうがよろしいでしょうね。重要性に鑑みて。

○長田委員 私も参加している総務省の「モバイル市場の競争環境に関する研究会」でも、MVNOへの提供、今回の審査でどのくらい細かく見ているのか

というご意見もでていましたので、透明性を持ってやっていく、それは意味があると思います。

○吉田会長 ありがとうございます。私も前回の経験に鑑みまして、林委員ご指摘のとおり、本審議会でヒアリングを実施できるのであれば、確信を持って諮問にお答えできるようになり、非常にいいことかなと思います。幸い、皆さんのご賛同が得られるようですので、本審議会としては、事業者ヒアリングを行うこととさせていただきたいと思います。ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、先ほどのご説明の中では、4月期の電波監理審議会に諮問予定とのことでしたが、林委員からもご指摘ございましたように、何らかの手続き上の工夫をすれば、それ以前にできるのではないかということでした。そういたしますと、次回3月期の電波監理審議会で実施してはいかがかと存じますが、その点はいかがでしょう。

○長田委員 ぜひお願いします。

○吉田会長 ありがとうございます。それでは、後ほど、具体的な実施方法につきましては検討させていただきたいと思います。

それでは、林委員からの2点目のご質問、すなわち楽天モバイルネットワークの計画の進捗状況について、総務省から何かございますでしょうか。

○片桐移動通信企画官 ご指摘ありがとうございます。昨年4月に認定された事業者である楽天モバイルネットワーク株式会社でございますけれども、こちらの事業の進捗状況につきましては、現在平成30年度第3四半期の報告が準備されているところでございまして、近々、その結果について電波利用ホームページ上で公表させていただく予定でございます。それに加えまして、定期的に同社の進捗状況を確認させていただいているという状況でございます。

なお、認定された開設計画上は、本年3月末時点の特定基地局の開設計画目

標数はゼロになっておりますので、そういう意味では、本年度について開設計画上の遅れというものは基本的にないということになろうかと思えます。

ただし、認定の際、同社には当審議会から条件をつけていただきましたので、当該条件の達成状況も含めて、引き続き進捗状況を確認していきたいと思っております。

○吉田会長 ありがとうございます。林委員からは特によろしいでしょうか。

○林委員 そのようにお願いいたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは、本報告事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○吉田会長 それでは、先ほどお話がありました5Gの電波割当てに伴うヒアリングに関しまして、林委員からも諮問前にできるやり方があるというご指摘を頂戴いたしました。そうしたことが実施できるようにするための手続をここで定める必要がございますので、その案につきまして梶田幹事からご説明をお願いいたします。

○梶田幹事 資料の配付をお願いします。では、説明させていただきます。

先ほどの審議において、第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に係る認定の申請を行った事業者から、審議会としてヒアリングを行うことについて委員からご発言がありました。そのための手続として、新たに審議会決定を定めることについてお諮りするものです。

資料の2枚目、参考1の参照条文をご覧くださいながらお聞きください。

現在、電波監理審議会において、諮問を受ける前の案件について、申請の当

事者からの説明や資料の提出を求めることについては、特段の定めはございません。そこで、諮問を受ける前であっても、必要と認められるものについては、当該諮問に係る申請を行った者に対し、当該申請に対する説明又は資料の提出を求めることができるよう、電波監理審議会議事規則第9条において、「会議の議事に関する手続の細目については、会長が電波監理審議会に諮って定める」とされていることに基づいて、電波監理審議会決定第7号の案を作成いたしました。1枚目になります。

案文を読み上げさせていただきます。

諮問前の案件に係る説明又は資料の提出について。電波法第99条の11第1項第4号の規定による諮問が予定されている案件のうち、電波監理審議会が、その審議にあたり必要と認めるものについては、当該諮問に係る申請を行った者に対し、当該申請に対する説明又は資料の提出を求めることができる。

以上でございます。

申請者からの説明または資料の取り扱いにつきましては、資料の3枚目、参考2にございます、これは今すでにある決定でございますけれども、電波監理審議会決定第2号に基づき取り扱うこととなります。よろしく願いいたします。

○吉田会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの梶田幹事からのご説明につきまして何かご質問とかご意見等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、特にご意見ないようございましたら、本件につきましては、ご提示いただいた案のとおりとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、この案のとおりとすることといたします。よろしくお

願います。

それでは、情報流通行政局職員入室までしばらくお待ちください。

(情報流通行政局職員入室)

## 諮問事項（情報流通行政局）

(1) 山陽放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定

(諮問第4号)

○吉田会長　それでは、審議を再開いたします。諮問第4号「山陽放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定」につきまして、三田地上放送課長からご説明をお願いいたします。

○三田地上放送課長　山陽放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定について、お手元の資料に基づき、説明をさせていただきます。

山陽放送株式会社は、テレビジョン放送とAMラジオ放送を兼営している会社であり、テレビジョン放送は岡山県と香川県が、AMラジオ放送は岡山県が放送対象地域になっています。

まず、1の経緯・概要です。山陽放送株式会社から山陽放送グループ全体の業容最適化と収益力強化を図るとともに、グループ全体の協調と各社の自立の強化に向けた経営組織の整備を行い、放送事業の強化を図るため、放送法第159条第1項の規定に基づき、認定放送持株会社に係る認定の申請がありました。審査の結果、関係法令に適合しているものと認められることから、認定放送持株会社の認定を行うことについて諮問するものです。

次に、2の申請の概要です。申請対象会社は山陽放送株式会社であり、この会社が4月1日付けでRSKホールディングス株式会社に商号変更する予定に

なっています。資本金は3億円、主な出資者は岡山県、山陽新聞社、クラレ、岡山市、天満屋などです。子会社となる基幹放送事業者がRSK山陽放送株式会社、関係会社となる基幹放送事業者がエフエム高松コミュニティ放送株式会社となっています。

次に、3の審査の概要です。本件申請について、放送法第159条第1項及び第2項、放送法関係審査基準第18条(1)から(6)の規定に基づき、以下の審査項目について審査した結果、いずれも適合しているものと認められました。

次のページに審査の基準を列挙しています。

まず、1以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とし、又はしようとする会社であって、2以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、又はしようとするものであることです。先ほど申しあげましたように、RSK山陽放送株式会社を子会社とし、RSK山陽放送株式会社とエフエム高松コミュニティ放送株式会社を関係会社とするということで、適合しているということになります。

次に、申請対象会社が株式会社であることです。申請対象会社は株式会社であり、適合しています。

その次が、申請対象会社が基幹放送事業者でないことです。これも4月1日付けで基幹放送事業者ではなく、持株会社になることで適合することになります。

その次の基準が、申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずる者の株式の取得価額等の合計額の当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時100分の50を超えることが確実であると見込まれることです。これは持株会社の総資産に対して、放送関係の資産がどれぐらいの割合になっているかということです。後ほど別の資料で説明をさせていただきますが、こ

の基準にも適合しています。

その次の基準が、申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であることです。これも後ほど別の資料で説明させていただきますが、この基準にも適合しています。

最後の基準が、欠格事由に該当しないことです。これは外資規制などの条件を満たしているかということであり、この基準にも適合しています。

3 ページ以降が「委員限り」の資料として配付させていただいた資料です。

7 ページをご覧ください。

山陽放送株式会社の認定放送持株会社への移行イメージです。左側が現状、右側が認定放送持株会社移行後ということになっています。

本年4月1日付けで山陽放送株式会社が持株会社「RSKホールディングス株式会社」になり、その下に、事業会社として、テレビジョン放送事業とAMラジオ放送事業を行うRSK山陽放送株式会社と、コミュニティFMラジオ事業を行うエフエム高松コミュニティ放送株式会社がぶら下がるという形になります。

なお、認定放送持株会社への移行時点では、エフエム高松コミュニティ放送株式会社への議決権比率が12.8%となっていますが、その後、議決権比率を高める可能性があると聞いています。

8 ページが、先ほど「後ほど説明します」と申し上げた、総資産の額に対する割合の計算です。

例えば子会社等である基幹放送事業者等の株式の取得価額など、放送に関係しているものを分子とし、分母を基本的に申請対象会社の総資産の額として計算すると、50%を超えています。したがって、基準に適合しているということになります。

次の9 ページが事業収支の見積りです。これも先ほど「後ほど説明します」



と申し上げたことです。まず収益のところをご覧ください。今後とも、安定的に収益が得られるという見込みになっています。

一方で、損益については、本社移転、新社屋建設で、一時的に減価償却費などが増える見込みですが、これは一時的なものであり、長期的には、事業収支見積りも問題はないということです。

10 ページが、これまで認定をした認定放送持株会社の一覧です。参考として添付させていただきました。

11 ページ以降、関係法令などを添付しています。

説明は以上です。

○吉田会長 ご説明、どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。林委員、お願いします。

○林委員 いつもわかりやすいご説明をありがとうございます。今般の認定放送の持株化の目的につきまして、山陽放送グループ全体の業容最適化と収益力強化を図るとともに、グループ全体の協調と各社の自立の強化に向けた経営組織の整備を行い、放送事業の強化を図るため、認定放送持株会社体制を導入するということだと先ほどかがいりましたが、具体的にどのようなことを念頭に置いているのかが若干わかりにくいと存じました。もちろん、ご説明はわかりやすかったのですが。と申しますのも、7 ページの山陽放送株式会社の認定放送持株会社への移行イメージを見ても、あまり代わり映えしないと申しますか、認定放送持株会社移行後に、エフエム高松コミュニティ放送を子会社とする予定のほかは、特に大きな変化が見えなかったのですが、スマホの普及やインターネットサービスの充実で国民・視聴者を取り巻くメディア環境は、ご案内のとおり大きく変化しているところをごさいます。放送業界にあっても4K・8Kによる新たな衛星放送が計画されている状況がごさいます。これを踏まえ

まして、今後、山陽放送としましては、関連する新規事業への展開や外部リソースの活用を視野に入れながら、どのように放送をコアとしつつ事業領域を広げていき。そのためのグループとしての体制整備を行っていかうと考えているのか、把握しておられる範囲でご教示いただけましたら幸いです。

○三田地上放送課長 ありがとうございます。

認定放送持株会社に移行する必要性としては、エフエム高松コミュニティ放送株式会社への議決権比率を一定割合以上に高めるためには、現在のマスメディア集中排除原則上、現行の体制ではできないので、認定放送持株会社に移行する必要があります。

また、冒頭で、山陽放送株式会社について、テレビジョン放送は岡山県と香川県が放送対象地域であるが、AMラジオ放送は岡山県だけが放送対象地域であると申しあげましたけれども、エフエム高松コミュニティ放送株式会社は香川県でラジオ放送を行っていますので、今後、岡山県で山陽放送が行うAMラジオ放送と、香川県でエフエム高松コミュニティ放送株式会社が行うコミュニティFMラジオ放送をうまく連携させて事業展開を図っていくことも検討している、と聞いています。

なお、放送以外の分野については、特に現時点で具体的な計画があるとは聞いていませんが、現行のように放送事業者として事業展開をするよりも、持株会社体制になって各事業会社の責任と権限を明確にしたほうが事業展開がしやすいという判断をされて、持株会社化されるものと理解しています。

○林委員 そうしますと、岡山と香川でラジオ放送を連携等することによって、ある種のシナジー効果が期待できると、こういうふうに理解しました。どうもありがとうございました。

以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいで

しょうか。

それでは、ほかに特にご質問等ないようでしたら、諮問第4号は諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(2) 日本放送協会平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

(諮問第6号)

○吉田会長 それでは次に、説明上の都合により、諮問第6号を先に審議いたします。諮問第6号「日本放送協会平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」につきまして、湯本放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○湯本放送政策課長 諮問第6号説明資料をご覧くださいと思います。

まず、2ページ目をご覧ください。例年どおりでございますが、NHKの予算制度及びスケジュールの概要でございます。既に本年1月15日にNHKより予算の提出が総務大臣にございました。

この予算に対しまして、本日諮問しております大臣意見を付けて、答申をいただいた後に、閣議に出し、国会に提出する予定となっております。

大臣意見に先立ちまして、NHKの平成31年度収支予算等のポイントにつきまして、簡単にご説明をしたいと思います。3ページ目をご覧くださいと思います。

まず、受信料収入につきましては、本年10月の消費税率引上げ時の受信料

額の据置き、受信料の負担軽減策の実施、受信契約数の増加などにより、平成30年度予算に対し36億円の増収、事業収入につきましては79億円の増加となっております。

一方で、事業支出につきましては、4K・8K番組制作や報道の強化等の重点事項に取り組むことにより、平成30年度予算に対し149億円の増加を見込んでおります。

この結果、平成31年度予算につきましては、30億円の事業収支差金の赤字を計上するという事になっております。

受信料収入につきましては、3ページ目の2の2パラをご覧いただきたいと思いますが、経営計画におきまして、支払率を毎年度1%向上を目標としておりますが、平成31年度末は、平成30年度見込みが既に82%まできておりますので、支払率83%を目指すことになっております。

続きまして、4ページ目をご覧いただければと思います。支出の主な項目につきまして、簡単にご説明をします。

まず、国内放送番組の充実につきましては、先ほど申し上げたとおり、4K・8K番組制作や報道の強化、東京オリンピック・パラリンピック関連番組制作等の重点事項に取り組むことにより、前年度より99億円の増を見込んでおります。

また、その中でも特に4K・8Kの推進につきましては、45億円の増となっております。

また、国際放送による海外情報発信の強化といたしまして、前年度比で5億円の増となっております。内容につきましては、インターネットとの連携の加速、ニュースの充実、訪日・在留外国人に向けた情報発信、多言語展開等が盛り込まれているところでございます。

続きまして、5ページ目をご覧いただきたいと思います。6、インターネッ

ト活用業務の充実でございます。インターネット活用業務につきましては、東京オリンピック・パラリンピック関連情報を幅広く提供するとともに、気象・災害情報の提供等によりまして、前年度比で12億円の増加を見込んでいるところでございます。

また、NHKオンデマンド等の有料で提供するサービスにつきましては、黒字を見込んでいるところでございます。

続きまして、渋谷の放送センターの建替等でございますが、建設積立資産につきましては、平成28年度末で既に建物工事費相当分が確保済みでございます。平成31年度につきましては、放送センター建替第I期工事の設計を実施するため、13億円を取り崩す予定となっております。

続きまして、6ページ目をご覧くださいと思います。その他収支予算に関する主な取組ということで、下から3段目の契約収納のところをご覧くださいと思います。受信料の公平負担徹底に向けた営業改革を推進するという一方で、法人委託のさらなる拡大による経費の増の一方で、地域スタッフの削減等に取り組むことによりまして、営業経費全体では9億円増加するものの、営業経費率は横ばいを予定しております。

また、要員、給与等につきましては、要員数は、ダイバーシティ推進への対応等で15人増を見込むものの、給与につきましては、働き方改革の推進などにより、前年度から10億円減を見込んでいるところでございます。

以上の収支予算等を踏まえて、これに対する総務大臣の意見といたしまして、7ページ以下がその内容でございます。昨年度からの変更点を中心にポイントのみをご説明したいと思います。

まず、7ページ目の前段をご覧くださいと思います。今申し上げたとおり、平成31年度の収支予算につきましては、事業収支差金の赤字を見込んでおります。この点につきましては、先ほど申し上げたとおり、消費税率引上げ

時に受信料を据え置き、また負担軽減策を実施する等を考慮するとやむを得ない面があるとする一方で、今後とも受信料の公平負担の徹底に向けた取組を進め、増収を確保するとともに、聖域なく徹底的に経費節減に取り組むことにより、早期に事業収支差金の黒字を確保できるよう強く求めるということとしております。

また、繰越金の現状や当面見込まれる事業収入の増加等を踏まえると、全体の収支構造が妥当なもの認められるか否かについて改めて検討することが適当であり、具体的には、既存業務全体の見直し、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、引き続き検討を行うことを求めています。

また、協会の在り方につきましては、例年どおり、業務、受信料、ガバナンスの三位一体で改革を進める検討を引き続き実施するとともに、昨年引き続き、働き方改革について徹底した取組を求めているというところでございます。

続きまして、各項目につきまして簡単にご説明をしたいと思います。

まず、1、国内放送番組の充実でございます。特に今回の総務大臣の意見につきましては、8ページ目をご覧いただきたいと思っております。8ページ目の一番最初のパラに書いてございますが、近年の大規模自然災害発生時において、情報入手手段としてラジオの有用性が改めて認識されたということ踏まえ、大規模自然災害発生時には、国民・視聴者とともに、訪日外国人に向けてもあらゆる手段できめ細やかな情報提供を行うことを求めています。

また、あわせて、3パラをご覧いただきたいと思っておりますが、字幕放送、解説放送、手話放送につきましては、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえて拡充に努めること。特に、地域放送局や国会中継における字幕放送、ニーズが高い番組での解説放送などにつきまして、一層の充実に努めることを求めているところでございます。

2、国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化でございます。特

に平成31年度におきましては、G20大阪サミット、さらに2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を踏まえ、我が国に対して注目、関心が一層集まることも踏まえて、国際放送の充実を求めています。

その中でも、特に「NHKワールド JAPAN」につきましては、引き続き、国際放送子会社の強化、人材の育成、多言語化とともに、日本語の教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実を求めるところでございます。

特に、国内にいる訪日外国人の視聴拡大に向けた取組も、関係者と連携しながら進めることを求めているところでございます。

3、4K・8K放送の積極的推進及びインターネット活用業務に関する関係者間連携等でございます。

4K・8K放送につきましては、既に本放送がスタートしたところでございますが、新4K8K衛星放送の早期かつ円滑な普及に向けて、さらなるコンテンツの制作に積極的に取り組むとともに、他の放送事業者等との連携のもとに、視聴可能受信機やサービス内容に関する国民・視聴者への情報提供等を求めているところでございます。

また、インターネット活用業務につきましては、国民・視聴者のニーズや視聴環境の変化に的確に対応したものとなるよう取り組むとともに、民間放送事業者等との連携、協力を確保することを求めています。

特に災害報道について、インターネット同時配信の充実に引き続き努めるとともに、NHKが放送の補完として実施することを要望している常時同時配信につきましては、放送を巡る諸課題に関する検討会における議論も踏まえ、インターネット活用業務の会計上の透明性の確保、地域情報の提供の確保など、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って必要最低限かつ適正な費用のもとで適切に実施されるものとなるよう検討することを求めているということでございます。

4、経営改革の推進でございます。平成30年には、個人情報に記載された受信料関係帳票の紛失、住民インタビュー等のデータの誤送信、管理職の服務規定に反する不適切な行為等々の不祥事が相次ぎ明らかになりました。この点を踏まえて再発防止に向け、ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組むことを求めています。

また、子会社の業務範囲の適正化や子会社の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革につきましては、本年4月に予定されているNHKアイテックとNHKメディアテクノロジーの経営統合や2020年4月を目指すNHKエンタープライズとNHKプラネットの経営統合にとどまらず、早急に結論を得て、その取組を着実かつ徹底的に進めることを求めています。

続きまして、10ページ目をご覧いただきたいと思います。働き方改革につきましては、2パラ目でございますとおり、特に政府の重要課題でもある働き方改革を推進するための改正労働基準法等が施行されることも踏まえ、協会においても、平成29年12月に定めたNHKグループ働き方改革宣言について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検、強化に真摯に取り組むことを求めているところでございます。

業務につきましては、その次のパラにあるとおり、適正な給与水準・人員配置の確保、経営・業務に係る情報公開の推進等に取り組むとともに、業務の在り方について、4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方等、既存の業務全体の見直しについて早急に検討を進めること。特に、衛星放送の在り方につきましては、新4K8K衛星放送開始から1年以内に結論を得ることとしております。

5、受信料の公平負担の徹底に向けた取組でございます。受信料の公平負担の徹底に向けて、引き続き未契約者及び未払者対策を着実に実施することを求



めております。

特に平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、引き続き丁寧な説明を行い、国民・視聴者の理解を得るよう努めることを求めています。

なお、受信料につきましては、引き続き、当面、受信料収入の増加も見込まれること、また財政安定のための繰越金が相当程度あることを踏まえて、冒頭でもご説明したように、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、引き続き検討を行うことを求めています。

6、東日本大震災等からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化でございます。東日本大震災以降も大規模災害が相次いで発生していることも踏まえ、国内放送のみならず、国際放送による復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、風評被害払拭への取組を含め、被災地の復興への取組を支援することを求めています。

最後に、7、放送センターの建替でございますが、放送センターの建替につきましては、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、機能の地方分散についても引き続き積極的に検討し、一定の結論を得ることを求めています。

以上が平成31年度収支予算等に関する総務大臣の意見でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田会長 ご説明、どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。林委員、お願いします。

○林委員 ご説明ありがとうございました。受信料の支払率が着実に向上しているということは、最高裁判決を踏まえてのことだと思っておりますけれども、受信料の公平負担の見地からたいへん望ましいことだと存じますが、その一方で支払い率は依然として地方と東名阪とで地域格差があると承知しておりますし、

83%とはいえ未納率がそれなりにあるのは依然として課題が残されていると存じます。その際、協会は、受信契約締結のため、未納者の居住情報を利活用する制度の導入を謳っておりますが、しかし、昨年、住民インタビュー等のデータの誤送信という不祥事がありました。居住情報というきわめてセンシティブな情報を扱う資格に疑問を持たざるを得ない状況も昨今生じております。この点について、大臣意見でも強調されておりますように、協会の自律的なガバナンス体制の構築については、ぜひお願いしたいところでございます。

以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

○石黒代理 質問というか、毎年聞いていながら今ごろこんなことを言うのも何なんです、この意見の立てつけとか位置づけというのは、放送法を見ると、NHKの事業計画、資金計画、収支予算に対する意見なので、彼らが立ててきた計画に対して注文をつけるという立てつけでよろしいのですよね。だめだったらだめと言うし、おおむねいいのだけれども、細かい点、彼らも、例えば6ページに、今年は主な取組、こういうことをやりますよというのを書いてくれていて、それに対応するように意見が記載されていて、やるのだったら、ここは重点的にやってくださいということを注文をつけていると。さらに、さっき林委員からご指摘があったように、それ以外のところについても注文を幾つかつけるという立てつけですが、これについて、意見で言ったようになっていくかどうかというのをご本人たちと膝詰めで確認をする機会はないのですよね。それはあるのでしたっけ。

○湯本放送政策課長 もちろん、この大臣意見については、NHK自身にも当然伝えて、この中身についてきちんと誠実に対応してほしいというお願いはしておりますし、実態といたしまして、我々、先ほど林委員からご指摘がありました例えばガバナンス、特に不祥事等があったときの対策につきましては、常

日ごろから相当NHKに対してもお願いをしていることなので、ここに書いてあることにつきましては、当然、NHKも中身については理解しているはずだと思っております。

○石黒代理 わかりました。それであればいいです。言いつ放しではないということがわかれば。ありがとうございます。

○吉田会長 国会でのNHKの予算の審議に先立つ総務大臣の意見について、本審議会に諮問されていますので、やはりそれなりに重みがあるのではないかと……。

○石黒代理 あるはずなのですよ。

○吉田会長 はい。だから、多分関係の皆様はしっかりと見ておられると思います。

○石黒代理 であればよろしいのですが。

○吉田会長 先ほどの林委員のご発言に関して何かコメントございますでしょうか。

○湯本放送政策課長 まさにご指摘のとおりで、我々もこの不祥事等につきましては、当然、NHKは受信料によって成り立つ機関でありまして、国民の理解、信頼というのが大前提になります。そういった中で、こういった不祥事というのは非常に基盤を揺るがすものにもなりかねないので、大変重く受け止めておりまして、そのたびごとに再発防止策を求めて、かつ、彼らの方でもその対策を毎回してきているんですが、残念ながら、まだなかなか完全に止むことができないので、このあたりは、私どものほうでも制度面の整理も含めて、今後、できることはやっていきたいと考えております。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○長田委員 NHKの計画で、コンテンツの充実とかダイバーシティへの取り組み、4K・8Kの充実とかいろいろある、それが打ち出されている中で、働

き方改革では給与は減らすということになっている。本当の現場のところはなかなか厳しいところで働いていらっしゃる方が当然いらっしゃると思うのですが、NHKの職員や下請の方々も含めて、真の働き方改革がちゃんと推進されないと、給与だけ下がったということになってはいけない。現場にどこかに無駄があるから、そこを働き方改革で適正にしていくということなのだろうと思いますので、それがちゃんと適正に進むということを望んでいます。

○湯本放送政策課長　まさにご指摘のとおりでございまして、今回、働き方改革の推進で給与が10億円減っているのは、残業代が減ったことと、平均年齢が少し下がったためと聞いております。

ただ、いずれにいたしましても、おっしゃるとおり、NHK本体のみならず、グループ会社、さらには委託会社も含めて、全体が働き方改革の中できちんと適正な労働、それに見合う賃金が確保されることが大事だと思っております、NHKの働き方改革宣言もNHKグループとなっておりますので、引き続き我々も見守っていきたいと思っておりますのでございます。

○吉田会長　ほかによろしいでしょうか。

では、私からもちょっとコメントさせていただければと思います。毎年このNHKの予算案について、総務大臣意見の諮問が上がってくるわけなのですが、ここにご指摘いただいている事項は、毎年ごもつともな、非常に適切な意見がたくさん挙がっていると思います。

例年指摘しているポイントと今年新たに指摘された点があるということで、その差分を中心にご説明いただいたわけですが、指摘事項については、この後、NHKさんとしては、これに従っていろんな意味で努力され、改善されていると思うのですが、そのあたりの実施報告というのは、こういう予算案が上がってくるタイミングとか、何らかのタイミングで、NHKから当然上がってきているわけですね。ついては、毎年諮問いただくときに、過去1年

間にNHKとして総務大臣意見に対してどのような対応をされたか、参考までに少し情報提供をしていただけると、審議会としてもすごく意見が出しやすくなるなといつも感じているところです。難しいとは思いますが、可能な範囲で、そういう対応をしていただけると、NHKとしても、この総務大臣意見に、いま以上に注視していただけるでしょうし、我々にとっても、NHKが適切に対応してくださっているということが良くわかりますので、非常にありがたいかなと思いました。

それから、先ほどのご説明の中では、林委員からはまだ低いのではないかという話がありました受信料の支払率ですか、これ、当初は81%が目標だったところを結果的に2%も改善できて今年度末には82%が達成できる見込みのため、来年は83%を目指すと伺いました。1年間に一挙に2%も改善したというのは、ある意味、素晴らしいことで、いろんな理由はあったかと思うんですけども、NHKさんもそれなりに努力されたのかなと感じておりました。

あと、いろんな項目が挙がっております。4K、8Kの放送につきましても、先導的な役割を果たしていただきたいと私も非常に期待していますし、また、インターネット活用業務につきましても、項目3でしたか、そこでかなり詳しく述べていただいていたのですが、やはりこのインターネット活用業務は重要であると思います。以前、この審議会で、インターネット同時配信の試験なんかも一時期お認めしてNHKとしていろんな試験をされて、その結果も確か報告が上がってきていると思うのですが、あれ以降は特に試験とかはされなくて、もう直接、これからこういうことを狙っていこうとされているのでしょうか。あるいは、まだ何度か同時配信に向けた試験とかはされる予定なのでしょうか。

そのあたりがちょっと気になりましたのと、あと、それに関連して、インターネットが今は補完的な位置づけなのですが、将来的にインターネットがか

なり普及してきたときには、受信料の公平負担という課題にも関わってくるのかなと思いますので、そのあたりも含めて、NHKさんには早い段階からしっかりと検討していただきたいなと感じました。

それともう1点、さっきほかの委員の先生方からもありましたけど、住民インタビュー等のデータの誤送信ですか、これは私も伺ったときに、真底驚きました。NHKともあろうところが、とりわけNHKで住民のインタビューの電子ファイルなんかを扱っている部署が、よもやそんなことはされないと思っていたのですが、そのニュースを聞きまして本当に驚きました。これは大いに国民の信頼を損ねる大変な出来事だったと思いますので、こういうのはやはりNHKの中で普段からしっかりと取り組んでおかないと、つつい出ちゃうものなので、そのあたり、ここにもしっかりと書いていただいているのですけれども、NHKに対して要請していただくのは極めて適切であると思いますし、私からもこのようなことが二度と起こらないように重ねてお願いしたいと感じたところです。

以上です。

○湯本放送政策課長 ありがとうございます。お話がありました参考資料の件につきましては、来年度以降、検討させていただきたいと思います。ご指摘、ごもっともでございますので。

それから、試験的提供でございますが、ご案内のとおり、NHK自身が仮に試験的提供の中身等を変えるときには、実施基準の変更が必要になります。現段階で実施基準の変更の申請が来るとは聞いておりませんが、仮に来る場合には、またこちらでご審議をいただくという流れになります。

実態といたしましては、今のところ、これまで行ったような試験的提供の実験を今すぐに行う計画はないと聞いております。ただ一方で、ご案内のとおり、NHK自身が常時同時配信を今希望している中で、私ども、今、放送法の改正

案を検討しております、仮に法制度上できるようになった場合には、彼らも本格実施に向けて、実際にはさまざまな試験、試行的なことを行うことが考えられます。その際には、また改めて先ほど申し上げた実施基準の変更も含め、何らかの考えがこちらに示されるんじゃないかなと思っていますが、現段階では特に決まっているものはないと聞いております。

最後に、また不祥事の話に戻りますが、おっしゃるとおりでございます、本当であってはならないことだと思いますので、引き続き私どもでもきちんとNHKに対して必要なことを、対応をお願いしていきたいと思っております。

○吉田会長 よろしく願いいたします。

ほかに特にご意見よろしいでしょうか。

それでは、諮問第6号につきまして、諮問のとおり意見を付すことが適當である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

### (3) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可

(諮問第5号)

○吉田会長 それでは次に、諮問第5号に戻しまして、「日本放送協会放送受信規約の変更の認可」につきまして、湯本放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○湯本放送政策課長 諮問第5号説明資料をご覧くださいと思います。日本放送協会放送受信規約の変更の認可でございます。

内容につきましては、1、申請の概要の(1)に書いてある内容でございます。

す。

具体的には、多数支払いにおける受信料負担の軽減を図ること等を目的といたしまして、多数の受信契約を締結し、一括して受信料を支払う場合、現在、割引設定の趣旨が異なる多数一括割引と事業所割引又は家族割引との併用を可能とするという変更内容でございます。あわせて、視聴者にとってわかりやすい簡素な受信料体系とすること等を目的として、多数一括割引の割引額を変更する。これらを実施するために、日本放送協会の放送受信規約について規定の整備を行うものでございます。

なお、この変更につきましては、NHKの中に設けられました受信料制度等検討委員会の答申及び国民・視聴者からの意見募集の結果を踏まえて行うものでございます。

具体的な中身につきまして補足説明をしたいと思います。2ページ目をご覧ください。

今申し上げたとおり、現在、多数支払いに対する割引制度は2つございます。具体的には、①で書いてございます、衛星放送の普及、収納コスト減の還元を目的とした多数一括割引。これは具体的には、10件以上の衛星契約又は特別契約がある場合に、契約件数に応じて1件当たり定額を割り引くものでございます。

もう1つの割引制度としましては、事業所割引というものがございます。この趣旨は、複数の支払いに関する負担軽減を図るもので、契約件数が2件以上一括で支払う場合、同一敷地内であれば1件を除いて2件目から受信料額から半額を免除するものでございます。

現在は、このどちらかの割引制度しか使えませんが、この2つを併用可能とすることによりまして、平成31年度におきまして、対象件数約107万件、31.6億円の影響があると試算をされているところでございます。



もう1点、多数一括割引の割引額の変更でございます。現在、多数一括割引の割引額につきましては、契約件数によって金額が変わっております。具体的には、10件から49件につきましては衛星契約200円、50から99件につきましては230円、100件以上で300円となっております。この点について変更いたしまして、10件以上は全て一律300円を割引と簡素化するものでございます。

なお、10件以上一律300円とすることによりまして、例外的にそれより少ない件数の方が高くなるという逆転現象が起きます。具体的には、多数一括割引を適用した場合に、衛星契約9件の場合の方が10件より高くなってしまふという問題が起きますので、9件の場合であっても10件として算定します。

あわせて、多数一括割引と事業者割引を併用した場合には、衛星契約8件又は9件、いずれの場合におきましても逆転現象が起きます。このような点について、同様に10件として算定することによって、逆転を防ぐというものでございます。

今申し上げたように、6ページ目をご覧いただきたいと思いますが、このような併用を可能とすることによりまして、事業収支につきましては、平成30年度につきましては0.7億円の支出を見込んでおります。この支出は、周知、システム改修等に要する費用でございます。平成31年度につきましては、合計で35.2億円、さらに2020年度におきましては約36億円の影響があると聞いております。この変更につきましては、平成31年4月1日から施行することを希望しておりますが、2月から事前周知を実施すると聞いております。

この申請に対する審査の結果でございますが、今申し上げた今後の収支の見通しについての検討結果、さらに冒頭申し上げました答申等を踏まえまして、この内容につきましては妥当なものとして認められるとしております。特にこの内

容につきましては、多数支払いの受信料負担の軽減を図ることのほか、国民・視聴者にとって分かりやすく簡素な受信料体系とするための変更であるということでございます。

なお、先ほど申し上げたとおりの減収額は、全体のNHKの規模から比べましても、大きな影響を及ぼすものでないと認められるということでございます。

以上を踏まえまして、先ほど申し上げたように妥当と認められるので、国会が本件を盛り込むNHKの平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画を承認した場合には、申請のとおり認可をすることとしたいというのが内容でございます。

説明は以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私自身これを伺っていてちょっと感じたのですけれども、個人でも最近では1軒の中に複数のテレビをお持ちの方がかなり増えてきていると思います。私も最初、2台、3台目を買ったときに、受信料はどうなるのかと一瞬、気になったのですけれども、幸い一般の家庭においては、1台目をちゃんと支払っていただければ、2台目、3台目でも無料であるということで、非常にありがたい制度だなと思っています。一方、企業さんの場合、2ページにございましたけど、事業所割引等があったとしても、2台目以降は全て半額を負担しなければいけないということで、ホテルとかいろんなところでも、2台目以降も、全て半額にかかるということで、そういう意味ではかなり負担が大きいと思ったのですけど、今回、こういった併用を認めることで、そういった負担も少し軽減されるのではないかと感じたところでございます。

それでは、ほかにご意見ないようでしたら、諮問第5号は、諮問のとおり認

可することが適当である旨の答申を行います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

## 付議・議決事項（情報流通行政局）

(1) 株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求の付議

(付議第1号)

(2) 株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求の審理を主宰する審理官等の指名

(付議第1号関係)

○吉田会長 それでは次に、付議第1号「株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求の付議」につきまして、田邊地域放送推進室長からご説明をお願いいたします。

○田邊地域放送推進室長 地域放送推進室長の田邊でございます。

では、お手元の資料、右肩に付議第1号説明資料と書いてあるものに従いましてご説明をいたします。

まずは、経緯的なところ、おさらいをしたほうがよろしいかと思っておりますので、まず3ページ目にこれまでの経緯をまとめてございます。

この案件、徳島のケーブルテレビ事業者、株式会社ひのきが大阪の地上テレビ放送ですけれども、讀賣テレビの地上波の放送を再放送いたしたい。徳島の中の上板町、松茂町、北島町、8ページに關係の資料をつけさせていただいて

おりますので、適宜ご参照をいただければと思います。この3町に対して再放送をしたいというものに係るものでございます。

これまでの経緯、3ページ目でございますけれども、平成23年6月、ひのきが総務大臣に対して、この再放送同意の裁定の申請をいたしております。それに対しまして10月、総務大臣が裁定についてまず拒否処分を行っております。この拒否処分に対しまして、同じく23年11月、ひのきが異議申し立てを行っております。この異議申し立てに対しまして、電監審が24年11月でございますが、裁定手続に入るべき旨の決定案を議決いただいております。

これを受けまして、25年1月でございますが、総務大臣が電気通信紛争処理委員会に諮問をいたしております。この諮問の結果、答申でございますが、同年の6月でございます。紛争処理委員会は、上板町において同意すべきとは認められない旨の答申、松茂、北島は同意でございますが、上板町は不同意という旨の答申を出しております。これを受けまして、7月、総務大臣が答申を踏まえた裁定を行っております。この裁定に対処して、25年8月、ひのきが異議申し立て、2回目の異議申し立てを行いまして、27年2月、電監審でまたご議論いただいた結論でございますが、異議申し立てを棄却すべき旨の議決をいただいております。

同じく2月でございますが、この議決に基づきまして、総務大臣は異議申し立ての棄却を決定いたしました。それに対しまして、ひのきが27年6月でございますが、東京高裁に対して取り消し訴訟を提起いたしております。

この取り消し訴訟の結論でございますが、29年12月、東京高裁がこの不同意裁定部分及び異議申し立てを棄却した決定を違法として、決定を取り消す旨の判決を言い渡しております。

これに対して、同じく12月ですが、国は最高裁に対して上告受理の申し立てを行いました。こちらに対して、去年、平成30年9月、最高裁は、上告申

し立てを不受理とする旨の決定が下されまして、東京高裁の判決、こちらが確定いたしました。

これを受けまして、30年9月、総務大臣は、ひのきに対しまして、再び裁定手続に入る旨の通知を行うとともに、讀賣テレビに対しても裁定の申請があった旨の通知を行っております。

これに対しまして、10月25日、讀賣テレビが上板町における区域外再送信に、これは任意の同意をしたということを踏まえまして、総務大臣からひのきに対しまして、裁定についての拒否処分というものを行いました。

今般、この拒否処分に対しまして、31年1月8日でございますが、審査請求が来たというものでございまして、こちらの審査請求を付議いたしたいということでございます。

審査請求の中身につきましては、1つお戻りいただきまして2ページ目でございますが、審査請求の年月日、今申し上げましたとおり、平成31年1月8日。審査請求人は株式会社ひのきであります。

審査請求に係る処分は、総務大臣が平成30年10月25日付で審査請求人に対して行った拒否処分であります。

審査請求の趣旨及び理由でございます。まずは、審査請求の趣旨でございます。審査請求に係る処分を取り消し、徳島県板野郡上板町の区域に係る部分につき、再放送同意をすべき旨の裁定を求める、こういった趣旨でございます。

この審査請求の理由でございます。抜粋でございます。

本件申請、これは平成23年6月の裁定申請でございますが、この本件申請が放送法第144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件に該当し、適法であることは、総務大臣が平成24年12月5日付で本件裁定拒否処分を取り消し、大臣裁定手続に着手することを決定したことにより確定した。その後、総務大臣は、本件申請の実体審理に入り、平成25年7月23

日付で本件裁定を行ったところ、本件裁定のうち、本件同意裁定部分は既に確定し、本件不同意裁定部分は東京高裁が平成29年12月7日付で取り消し、その効力は平成30年9月6日に確定した。現在、総務大臣は、審査請求人が行った第2次異議申し立てに対し、本件不同意裁定部分についてのみ応答していない状態となっているのであるから、速やかにこれに応答すべきであって、実体審理に入る前の要件該当性を理由に再度拒否処分を繰り返すことはもはや許されない。結局、本件処分は、既に実体審理に入り、本件裁定がなされ、本件同意裁定部分が既に確定し、本件不同意裁定部分に対する第2次異議申し立ての応答のみがなされていない状況において、手続をさかのぼって、再度、本件申請の要件該当性を否定するものであって、法的根拠を欠き、何ら効力をも有さないものというほかなく、違法無効であるというものでございます。

資料の説明に戻らせていただきます。資料4ページ目でございますが、これは大もとの株式会社ひのきからの裁定申請、23年6月のものの概要をつけさせていただきます。

5ページ目が審査請求の対象となりました30年10月25日付の拒否処分、こちらの概要でございます。こちら、処分の内容、平成23年6月21日付で申請のあった総務大臣の裁定については、下記の理由により拒否処分とする。

下記の記でございますけれども、放送法第144条第1項の「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」に該当しないためということで拒否処分を行っております。

具体的理由、幾つかポツを打たせていただいておりますが、中核となるべきところは3番目の丸でございます。こちら、讀賣テレビ放送株式会社から株式会社ひのき宛ての平成30年10月11日付文書では以下のように書いてあるということでございます。「既に総務大臣の裁定により放送法上の同意をしたものとされている松茂町及び北島町に加え、上板町の区域につきましても、貴

社」、こちらはひのきでございますが、ひのき「が依頼会社」、こちらは讀賣テレビでございます、「の大阪放送局の地上デジタルテレビジョン放送を、同時再放送による放送によって、再放送することに放送法上の同意をいたします」ということが明記されております。これと同じものが讀賣テレビ放送株式会社から総務省に対して、同じく10月19日付文書でも上申があったということでございます。

こうしたことを踏まえまして、一番最後の丸でございます。「両者の現在の状況は、法第144条第1項の「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」に該当しない」ということで判断をいたしまして、拒否処分を行ったということでございます。

以上が拒否処分の概要でございます。

あと残り、参考資料として区域外再放送の概要でありますとか、再放送同意に関する規定、それから両当事者の所在地等々の資料をつけさせていただいておりますが、説明は割愛させていただきまして、私の説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。

ただいまご説明につきましてご質問、ご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

○石黒代理 確認なのですが、平成30年10月25日の総務大臣の処分は、行政の世界なので言い方が違うのかもしれないのですが、普通の裁判で言うと、棄却じゃなくて却下、要は門前払いであり、ここに書いてあるように、「協議に応じず、又は協議が調わないとき」に該当しないので、そもそも中に入る必要もないということですよ。

○田邊地域放送推進室長 そうですね。このときには、電気通信紛争処理委員会の手続に入りますという通知をまずしているわけなんですけれども、その後、任意同意を受けまして、紛争処理委員会を開いている必要を認めないというこ

とで拒否処分という形でございますので、却下に近いような。

○石黒代理 却下ですね。一方、ひのき側は、却下じゃなくて、一旦中には入れてもらって判断して欲しいということで、もう1回……。

○田邊地域放送推進室長 ということのように見受けられます。

○石黒代理 という意味で申し立てがなされているということですね。わかりました。5ページに書いてあるように、最後に、法144条1項の「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」というのが、この手続が始まる要件。

○田邊地域放送推進室長 そうです。

○石黒代理 ではあるので、その要件にそもそも合致してないから手続が始まりませんよという返事をしたら異議が出たということですか。

○田邊地域放送推進室長 そういうことです。

○石黒代理 異議が出せるのですね。

○田邊地域放送推進室長 はい。

○石黒代理 わかりました。

○吉田会長 どうぞ。

○林委員 石黒会長代理の質問ともちょっと関連するのですけれども、ひのきが今回、拒否処分について審査請求をしたということですが、そもそも訴外讀賣放送が自主的に再放送同意をしているという以上、ひのきによる拒否処分についての当該審査請求は、基幹放送事業者たる訴外讀賣放送「が協議に応じず、又は協議が調わないとき」に該当しないため、「訴えの利益」がないのではないかとも思われます。ここで訴えの利益とは、広い意味では、処分性の有無や原告適格の有無も含む概念ですが、狭い意味では、処分性や原告適格の問題とは別に、当該処分を取り消す実際上の必要性のことを意味するものと理解しております。してみると、ひのきの本件請求が、そのような狭い意味での訴えの利



益を有しないときは、不適法な訴えとして却下すべきであると、こういうふうにも考えられるわけでございます。すなわち審査請求書を検討し、審査請求人の当該請求が、今述べた意味での訴えの利益を有しないと解されるときは、不適法な訴えとして、本案前の答弁として却下答弁をすることになると思うのですけれども、今回はそういう対応をしないということで承知してよろしいのでしょうか。

○田邊地域放送推進室長 訴えの利益、不適法というところは、結局、処分の目的がなくなったときとか、そういうときに言われますけれども、処分の目的、この拒否処分自身はそのまま存在しておりますので、これを争うということはできなくはないということ、手続論だと思いますけれども、ということで、多分先生お見込みのとおりで。

○林委員 承知いたしました。

○岡崎情報流通行政局総務課長 まさに先生と全く同じ疑問を、私も法制局において、行政不服審査法も審査して、そういうのであるんですけど、おっしゃるとおり、通常の裁判形態ですと、棄却、却下ということで、訴えの利益がないという実体判断に近い形式判断の場合に却下にするのですけれども、どうも旧郵政省時代からの伝統として、実体判断に近い場合の却下の処分を拒否処分としております。裁判ではなくて、あくまで行政上の不服審査での用語なものですから、ちょっと概念が少し違っている部分があります。一番新しい行政不服審査法ですと、かなり裁判に寄せて言葉も整理しているのですが、これはもともと古い制度なものですから、古い制度の時代の用語が少し残っているということで、こういう形になっております。

○林委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 気持ちはちょっとわかるというのが、素人的な感じはするのです

けれども、もともと同時再送信のところ、最初に申請されたころととても時が変わって、状況がすごく変わっているということ。認めるか認めないかの基準が、大阪にどのくらい人が通っているとか学校へ行っているとか、そういう基準がたしかあったと思うのですけれども、今の時代は、人の動きとか何とか以外のもうちょっと大きないろんな要素ができていの中で、時代が完全に変わってしまっている中で、過去のことをきちんとしておきたいという、そういうお気持ちなのかなと。ただ、ご専門の皆さんだと、こうせざるを得ないということなのかなというのも理解はしまして、何か改めて説明がもう少しやわらかく行われるということが必要なかなと思いました。それしかないのかなという気が。

○吉田会長 いろいろとご意見ありがとうございました。

ほかにないようでしたら、付議第1号につきましては、電波法に基づき審理を開始する必要がありますので、審理を主宰する主任審理官として長屋審理官を、主任審理官を補佐する補佐審理官として中沢審理官を指名することといたします。

なお、本件は、電波法第86条及び第88条第1項の規定により、審査請求が受理された日から30日以内に審理を開始する必要がありますので、よろしくお願いいたします。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

## 閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書は、所定の手

続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回開催日時は、3月13日水曜日の10時30分を予定していますが、事業者ヒアリングの関係で変更があれば、追って事務局からご連絡いたします。

それでは、本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。